

「全民健康保險醫療費用審查注意事項」部分修正規定對照表

111.1.1 生效

For(分章節)網頁更新

修正後審查注意事項規定	原審查注意事項規定
<p>第三部 牙醫醫療費用審查注意事項</p> <p>中央健康保險局 100 年 10 月 3 日健保審字第 1000075850 號函令 中央健康保險局 101 年 1 月 6 日健保審字第 1010074718 號函令 中央健康保險局 101 年 4 月 11 日健保審字第 1010075126 號函令 中央健康保險局 101 年 6 月 14 日健保審字第 1010075422 號函令 中央健康保險局 102 年 2 月 7 日健保審字第 1020034874 號函令 衛生福利部中央健康保險署 102 年 7 月 18 日健保審字第 1020035689 號函令 衛生福利部中央健康保險署 102 年 7 月 31 日健保審字第 1020035787 號函令 衛生福利部中央健康保險署 105 年 8 月 11 日健保審字第 1050036103 號函令 衛生福利部中央健康保險署 106 年 5 月 15 日健保審字第 1060081078 號函令 衛生福利部中央健康保險署 107 年 6 月 26 日健保審字第 1070035449 號函令 衛生福利部中央健康保險署 108 年 2 月 11 日健保審字第 1080034843 號函令</p> <p>衛生福利部中央健康保險署 109 年 2 月 14 日健保審字第 1090034886 號函令 衛生福利部中央健康保險署 109 年 11 月 30 日健保審字第 1090036578 號函令 衛生福利部中央健康保險署 110 年 12 月 14 日健保審字第 1100036610 號函令 *本書各項規定後加註之日期為該規定最終異動生效日</p>	<p>第三部 牙醫醫療費用審查注意事項</p> <p>中央健康保險局 100 年 10 月 3 日健保審字第 1000075850 號函令 中央健康保險局 101 年 1 月 6 日健保審字第 1010074718 號函令 中央健康保險局 101 年 4 月 11 日健保審字第 1010075126 號函令 中央健康保險局 101 年 6 月 14 日健保審字第 1010075422 號函令 中央健康保險局 102 年 2 月 7 日健保審字第 1020034874 號函令 衛生福利部中央健康保險署 102 年 7 月 18 日健保審字第 1020035689 號函令 衛生福利部中央健康保險署 102 年 7 月 31 日健保審字第 1020035787 號函令 衛生福利部中央健康保險署 105 年 8 月 11 日健保審字第 1050036103 號函令 衛生福利部中央健康保險署 106 年 5 月 15 日健保審字第 1060081078 號函令 衛生福利部中央健康保險署 107 年 6 月 26 日健保審字第 1070035449 號函令 衛生福利部中央健康保險署 108 年 2 月 11 日健保審字第 1080034843 號函令</p> <p>衛生福利部中央健康保險署 109 年 2 月 14 日健保審字第 1090034886 號函令 衛生福利部中央健康保險署 109 年 11 月 30 日健保審字第 1090036578 號函令</p> <p style="text-align: right;">*本書各項規定後加註之日期為該規定最終異動生效日</p>
<p>伍、牙周病</p> <p>十、依 91014C 支付標準附註規定，基本處置</p> <p>新增併同 91003C(應詳載如部分象限 缺牙等之特殊狀況)，91003C 符合以下 狀況方能併報 91014C：</p> <p>(一)局部缺牙致某象限無牙(須詳載缺牙象 限)。</p> <p>(二)因張口困難或疲勞等特殊情況致使需全 口分次執行局部牙結石清除者(須詳</p>	<p>無</p>

修正後審查注意事項規定	原審查注意事項規定
載特殊情況)。(111/1/1)	
<p>十一、申報 91089C，病歷應詳載病史及相關佐證資料(如血糖值或糖化血色素等檢驗數據及日期或用藥紀錄)隨病歷留存以供審查。(111/1/1)</p>	無
<p>陸、口腔外科</p> <p>十三、申報 92097C 後應以藥物控制或其他保守性治療一個月後，複診時始得申報 92098C 為原則。(111/1/1)</p>	無
<p>十四、申報 92161B 唾液腺摘取術(每部位)：須臨床徵象疑似乾燥症 (Sicca syndrome) 或唾液腺腫瘤 (Salivary gland tumor)。適用口腔、唇部、口咽部、大唾液腺等部位疑似唾液腺腫瘤或淋巴瘤等疾患，不包括唾液滯留病變之處置，如：黏液囊腫(Mucocele)、蛤蟆腫(Ranula)等)。(111/1/1)</p>	無

修正後審查注意事項規定	原審查注意事項規定
<p>第四部 中醫醫療費用審查注意事項</p> <p>中央健康保險局 84 年 9 月 19 日健保審字第 84016569 號函 中央健康保險局 85 年 2 月 16 日健保審字第 85001960 號函 中央健康保險局 86 年 1 月 4 日健保審字第 86000060 號函 中央健康保險局 87 年 4 月 15 日健保審字第 87007495 號函 中央健康保險局 89 年 6 月 9 日健保審字第 89015284 號函 中央健康保險局 91 年 12 月 20 日健保審字第 0910023538 號函公告 中央健康保險局 93 年 9 月 1 日健保審字第 0930068663 號函公告修正 中央健康保險局 94 年 9 月 16 日健保審字第 0940068938 號函令修正 中央健康保險局 95 年 1 月 9 日健保審字第 0940069098 號函令修正 中央健康保險局 95 年 7 月 7 日健保審字第 0950068550 號令修正 中央健康保險局 95 年 11 月 10 日健保審字第 0950068682 號函令修正 中央健康保險局 97 年 4 月 1 日健保審字第 0970012154 號函令修正 中央健康保險局 98 年 2 月 12 日健保審字第 0980032057 號函令修正 中央健康保險局 98 年 9 月 3 日健保審字第 0980095409 號函令修正 中央健康保險局 98 年 12 月 14 日健保審字第 0980095828 號函令修正 中央健康保險局 99 年 12 月 6 日健保審字第 0990082225 號函令修正 中央健康保險局 100 年 10 月 3 日健保審字第 1000075850 號函令修正 中央健康保險局 101 年 4 月 11 日健保審字第 1010075126 號函令 中央健康保險局 102 年 2 月 7 日健保審字第 1020034874 號函令 衛生福利部中央健康保險署 102 年 7 月 18 日健保審字第 1020035689 號函令 衛生福利部中央健康保險署 102 年 7 月 31 日健保審字第 1020035787 號函令 衛生福利部中央健康保險署 103 年 4 月 28 日健保審字第 1030035320 號函令 衛生福利部中央健康保險署 103 年 12 月 3 日健保審字第 1030036475 號函令 衛生福利部中央健康保險署 109 年 2 月 14 日健保審字第 1090034886 號函令 衛生福利部中央健康保險署 110 年 12 月 14 日健保審字第 1100036610 號函令 *本書各項規定後加註之日期為該規定最終異動生效日</p>	<p>第四部 中醫醫療費用審查注意事項</p> <p>中央健康保險局 84 年 9 月 19 日健保審字第 84016569 號函 中央健康保險局 85 年 2 月 16 日健保審字第 85001960 號函 中央健康保險局 86 年 1 月 4 日健保審字第 86000060 號函 中央健康保險局 87 年 4 月 15 日健保審字第 87007495 號函 中央健康保險局 89 年 6 月 9 日健保審字第 89015284 號函 中央健康保險局 91 年 12 月 20 日健保審字第 0910023538 號函公告 中央健康保險局 93 年 9 月 1 日健保審字第 0930068663 號函公告修正 中央健康保險局 94 年 9 月 16 日健保審字第 0940068938 號函令修正 中央健康保險局 95 年 1 月 9 日健保審字第 0940069098 號函令修正 中央健康保險局 95 年 7 月 7 日健保審字第 0950068550 號令修正 中央健康保險局 95 年 11 月 10 日健保審字第 0950068682 號函令修正 中央健康保險局 97 年 4 月 1 日健保審字第 0970012154 號函令修正 中央健康保險局 98 年 2 月 12 日健保審字第 0980032057 號函令修正 中央健康保險局 98 年 9 月 3 日健保審字第 0980095409 號函令修正 中央健康保險局 98 年 12 月 14 日健保審字第 0980095828 號函令修正 中央健康保險局 99 年 12 月 6 日健保審字第 0990082225 號函令修正 中央健康保險局 100 年 10 月 3 日健保審字第 1000075850 號函令修正 中央健康保險局 101 年 4 月 11 日健保審字第 1010075126 號函令 中央健康保險局 102 年 2 月 7 日健保審字第 1020034874 號函令 衛生福利部中央健康保險署 102 年 7 月 18 日健保審字第 1020035689 號函令 衛生福利部中央健康保險署 102 年 7 月 31 日健保審字第 1020035787 號函令 衛生福利部中央健康保險署 103 年 4 月 28 日健保審字第 1030035320 號函令 衛生福利部中央健康保險署 103 年 12 月 3 日健保審字第 1030036475 號函令 衛生福利部中央健康保險署 109 年 2 月 14 日健保審字第 1090034886 號函令</p> <p>規定後加註之日期為該規定最終異動生效日</p>
<p>十八、慢性病開藥七天以下比例過高者應加強審查。</p> <p>(111/1/1)</p>	<p>十八、慢性病開藥七天以下或開藥加針灸或傷科治療，比例過高者應加強審查。</p>